

2021 行政書士試験 本試験 正答表

科目	問題	タイトル	正解	配点	ランク
基礎法学	1	刑罰論	5	4	
	2	法令の効力	5	4	
憲法	3	国家補償の谷間	4	4	
	4	捜査とプライバシー	2	4	
	5	空知太神社事件	3	4	
	6	「唯一の」の意義	4	4	
	7	国民投票制	5	4	
行政法	8	法の一般原則	4	4	
	9	行政裁量	1	4	
	10	行政立法	2	4	
	11	意見公募手続	1	4	
	12	理由の提示	3	4	
	13	行政指導	3	4	
	14	行政不服審査法の執行停止	3	4	
	15	再調査	1	4	
	16	審査請求	2	4	
	17	行政事件訴訟法	3	4	
	18	取消訴訟	4	4	
	19	原告適格	4	4	
	20	国家賠償法4条	1	4	
	21	規制権限の不行使	1	4	
	22	地方自治法	2	4	
	23	普通地方公共団体	5	4	
	24	地方公共団体の長と議会	5	4	
	25	通達の処分性	3	4	
26	公立学校に関する判例	2	4		
民法	27	意思表示	2	4	
	28	不在者の財産管理等	4	4	
	29	物権的請求権	5	4	
	30	留置権	3	4	
	31	履行遅滞	3	4	
	32	債権者代位権	5	4	
	33	債務不履行の責任等	4	4	
	34	不法行為	5	4	
	35	配偶者の居住の権利	4	4	
商法	36	商行為	3	4	
	37	株式会社の設立	4	4	
	38	登録株式質	4	4	
	39	社外取締役と社外監査役	1	4	
	40	剰余金の配当	1	4	

科目	問題	タイトル	正解		配点	ランク
多肢選択式 憲法	41	裁判員制度	ア	20	2	
			イ	13	2	
			ウ	19	2	
			エ	16	2	
多肢選択式 行政法	42	行政上の義務履行確保	ア	6	2	
			イ	1	2	
			ウ	12	2	
	43	理由提示と処分基準	ア	9	2	
			イ	17	2	
			ウ	13	2	
一般知識等	47	近代オリンピックと政治	4		4	
	48	日本の新型コロナ対策	2		4	
	49	公的役職の任命手続	2		4	
	50	ふるさと納税	1		4	
	51	国際収支	3		4	
	52	エネルギー需給動向と政策	2		4	
	53	先住民族	5		4	
	54	現代における性	4		4	
	55	顔認識システム	3		4	
	56	自動運転ガイドライン	3		4	
	57	行政機関個人情報保護法	5		4	
	58	文章理解1 (空欄補充)	5		4	
	59	文章理解2 (空欄補充)	2		4	
60	文章理解3 (空欄補充)	3		4		
科目	問題	タイトルと解答例			配点	ランク
記述式行政法	44	行政指導			20	
		行政指導に該当し、文部科学大臣に対し、当該勧告の中止その他必要な措置をとることを求める。				
記述式民法	45	譲渡制限特約			20	
		Cが本件代金債権に付された譲渡制限特約を知り、または重大な過失により知らなかった場合。				
46	民法717条1項			20		
	Bが損害賠償責任を負うが、Bが損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときはAが負う。					

※ 問題44(記述式行政法)の補足情報(令和3年11月18日(木)追加)

本問においては、当該措置をとることを求める相手が文部科学大臣か文部科学省か迷われた方もいるかと思えます。

そこで、行政手続法第36条の2第1項の『行政機関』の意味に関して、令和3年11月16日(火)に辰巳法律研究所企画制作部社員が総務省行政管理局行政手続室に問い合わせたところ、同条項で『…当該法律に規定する…』との文言があることから、(学校教育法などの)当該法律に規定された主語が行政機関となるのが行政手続法の解釈であるとの回答を得ました。

そして、学校教育法第15条第1項は、『文部科学大臣は、…勧告することができる。』と規定し、文部科学大臣を主語としていることから、文部科学大臣が行政機関となるものと考えられ、文部科学大臣に求めることとなるものと思われまます。